

## 春日井市学校給食用物資選定会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食用物資（以下「物資」という。）を適正に購入するために実施する春日井市学校給食用物資選定会議（以下「選定会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 物資の購入計画
- (2) 物資の購入に係る審査選定
- (3) 物資の研究調査
- (4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(会議)

第3条 選定会議は、次に掲げる者のうち、教育委員会が指名する者をもって開催する。

- (1) 学校給食課長（学校給食課長に事故があるとき又は欠けたときは、学校給食課長補佐）
- (2) 小中学校長
- (3) 小中学生の保護者の代表
- (4) 栄養教諭
- (5) 学校給食事業受託者
- (6) 衛生管理に関して優れた識見を有する者
- (7) 学校給食調理員

2 選定会議は、必要に応じ教育委員会が召集する。

3 選定会議に出席する者は、第1項第1号から第3号までに該当する者については各1名、第4号から第7号までに該当する者については各4名以内とする。

4 選定会議は、前項に規定する出席を求める者の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第4条 選定会議に議長を置き、学校給食課長をもって充てる。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、学校給食課課長補佐が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 選定会議の庶務は、教育委員会学校給食課で処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の運営に必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。